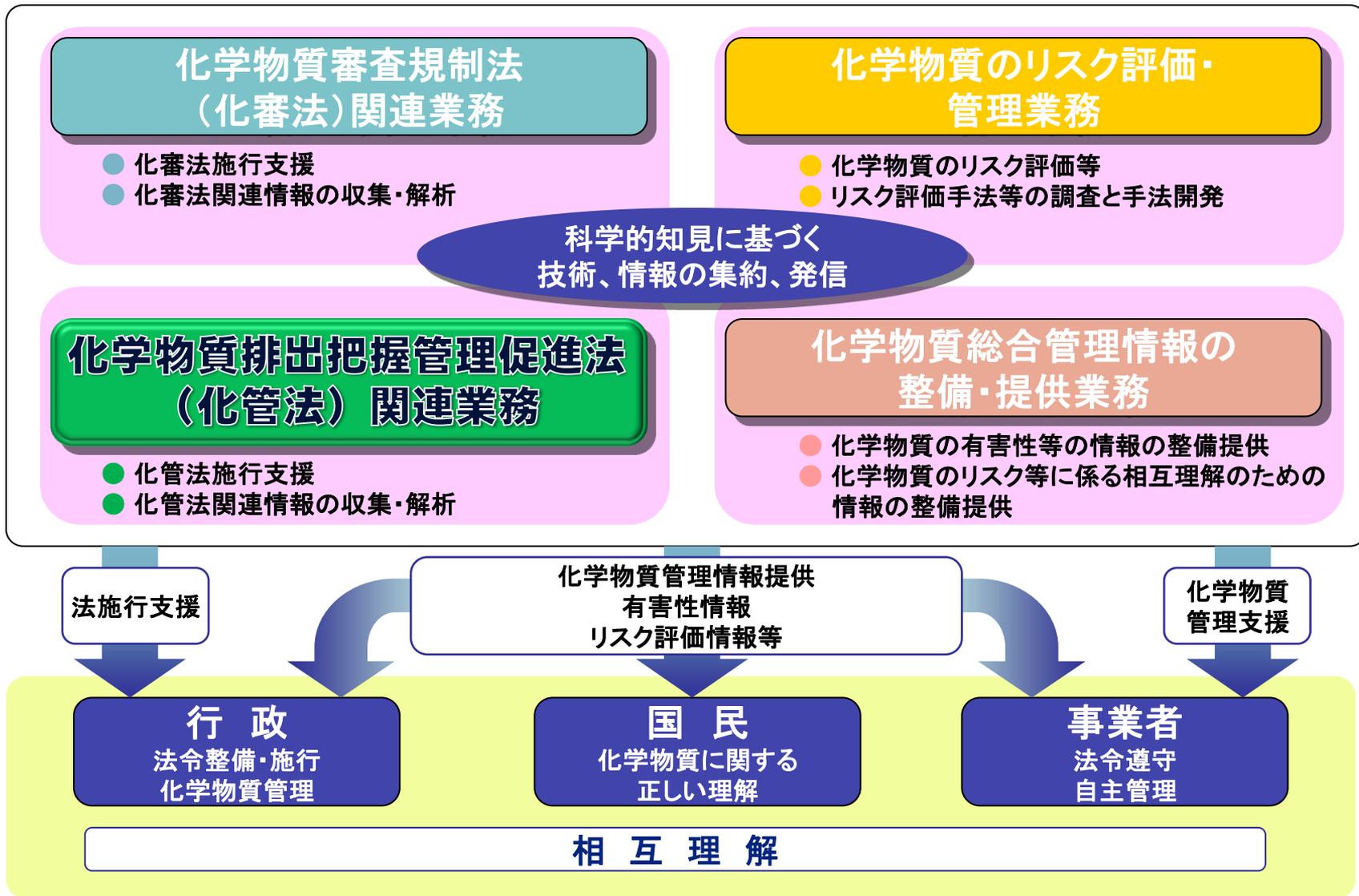


化学物質のリスク管理

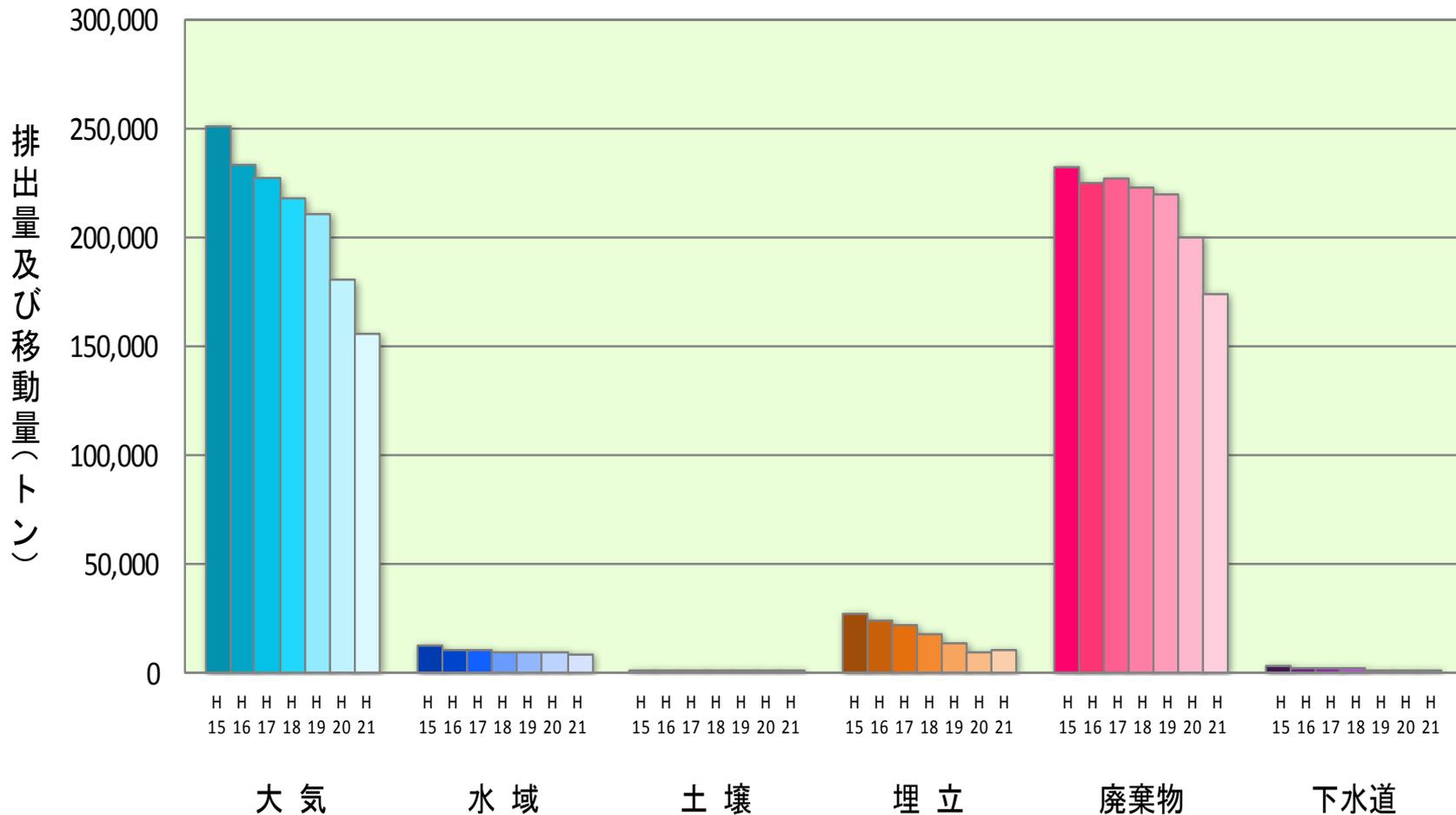
独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)
化学物質管理センター



1. P R T Rデータの推移
 2. 排出対策の概要と排出量の削減の傾向
 3. 化学物質のリスク評価
 4. リスク評価と化学物質の管理
 5. 自主管理の取組事例
- 補足：P R T R届出の注意点

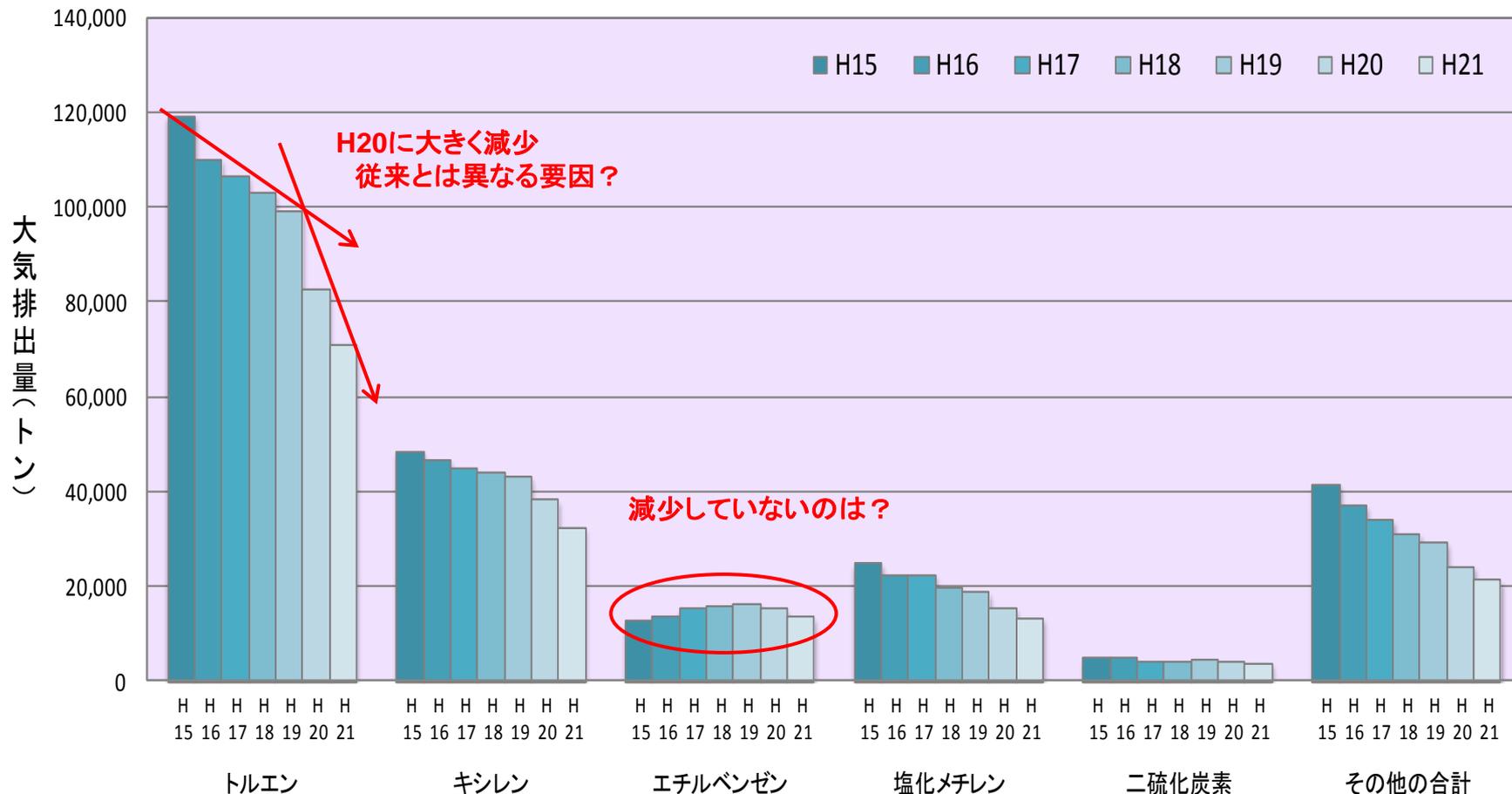
どの区分が多いか？増減は？

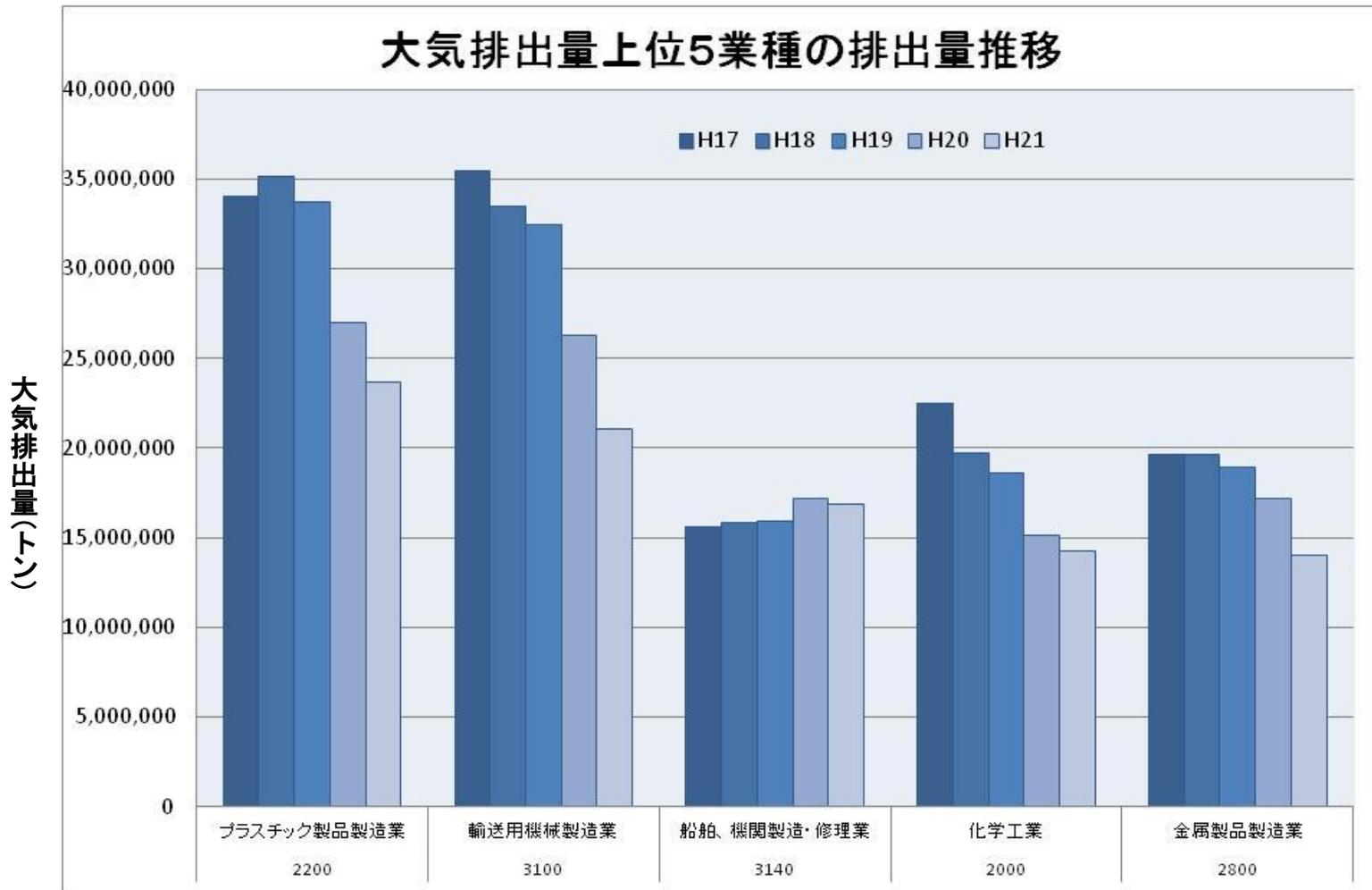
排出・移動区分別の経年変化

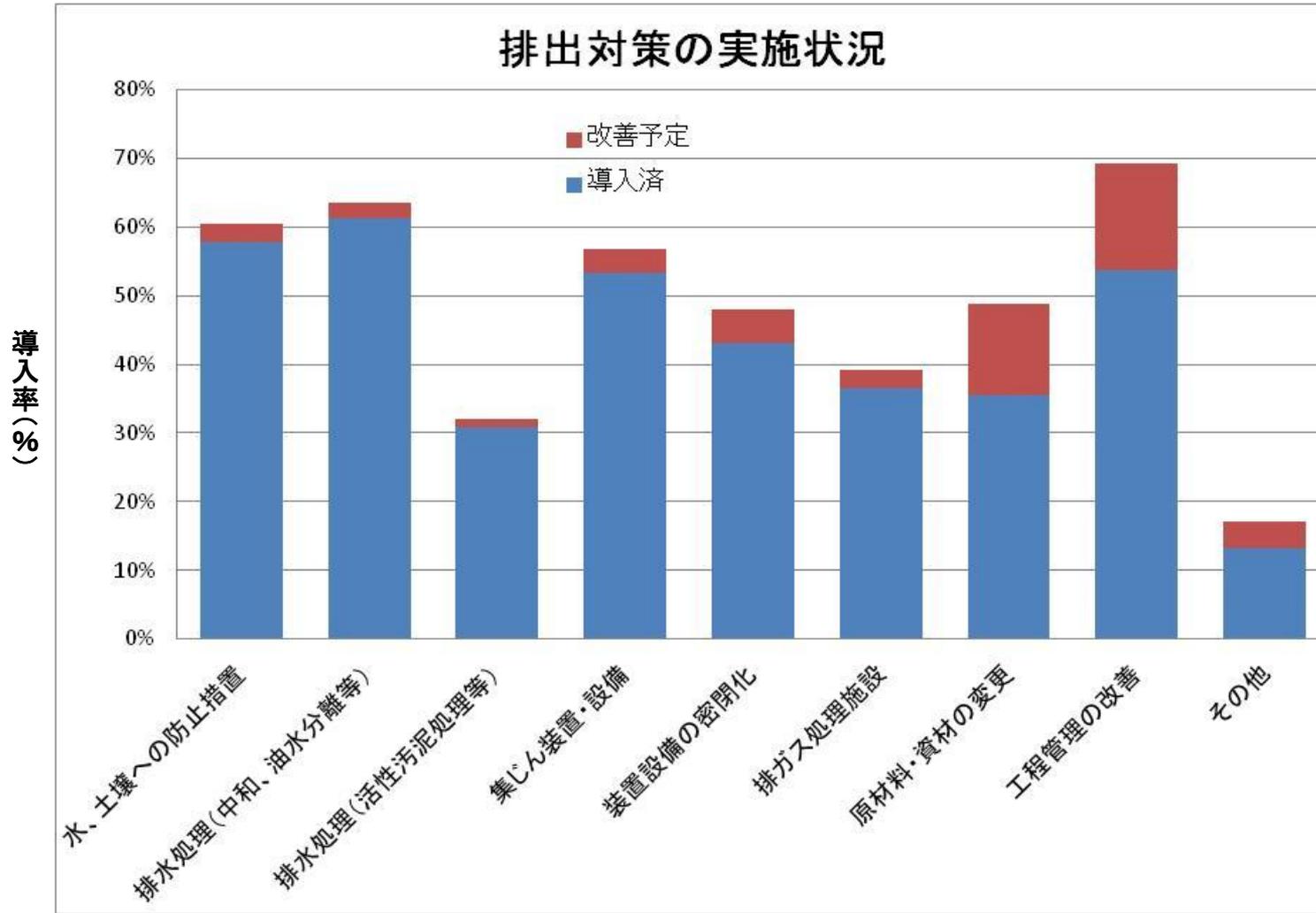


上位物質は何か？増減は？

大気への排出量の物質別経年変化



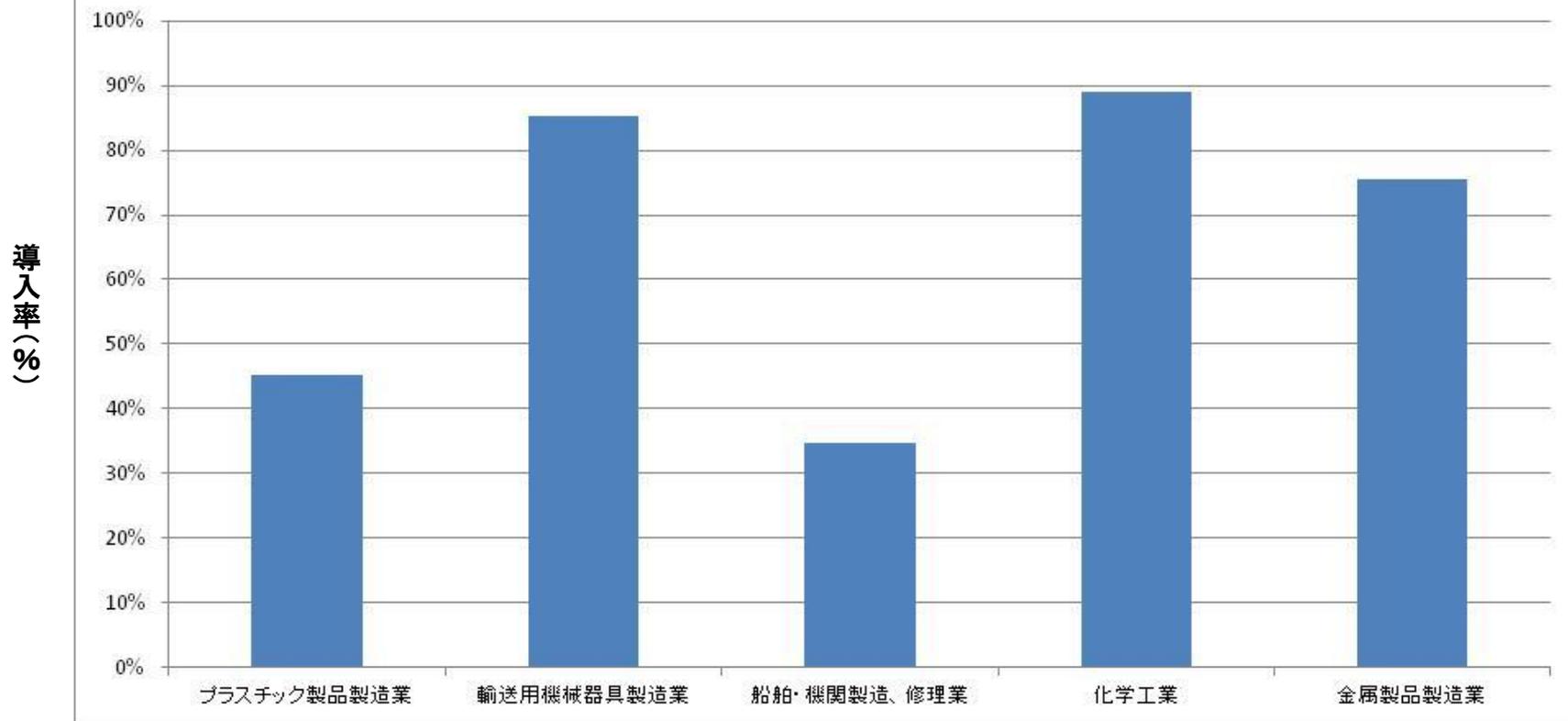


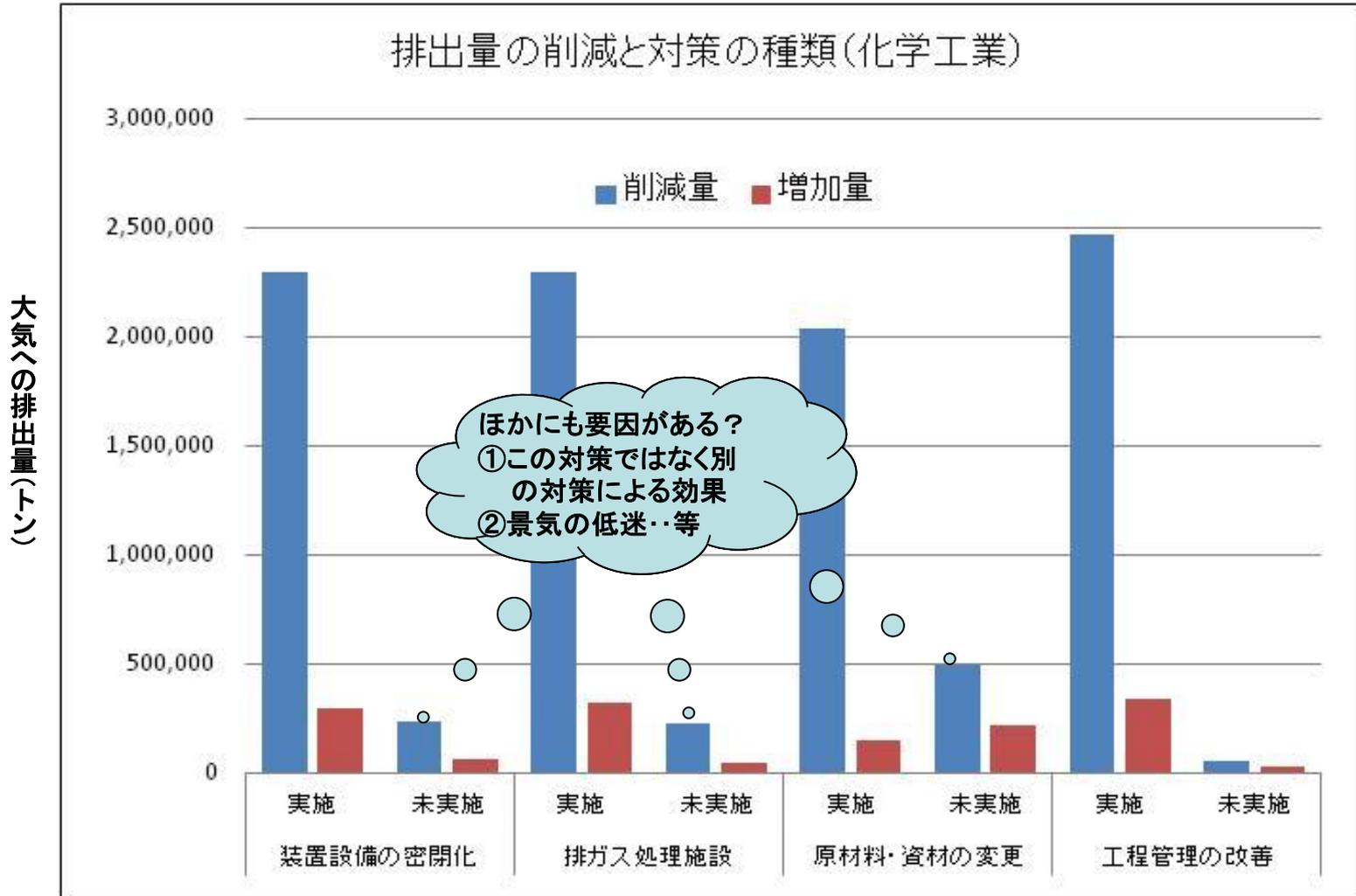


大気排出量上位5業種における大気排出削減対策の取組状況

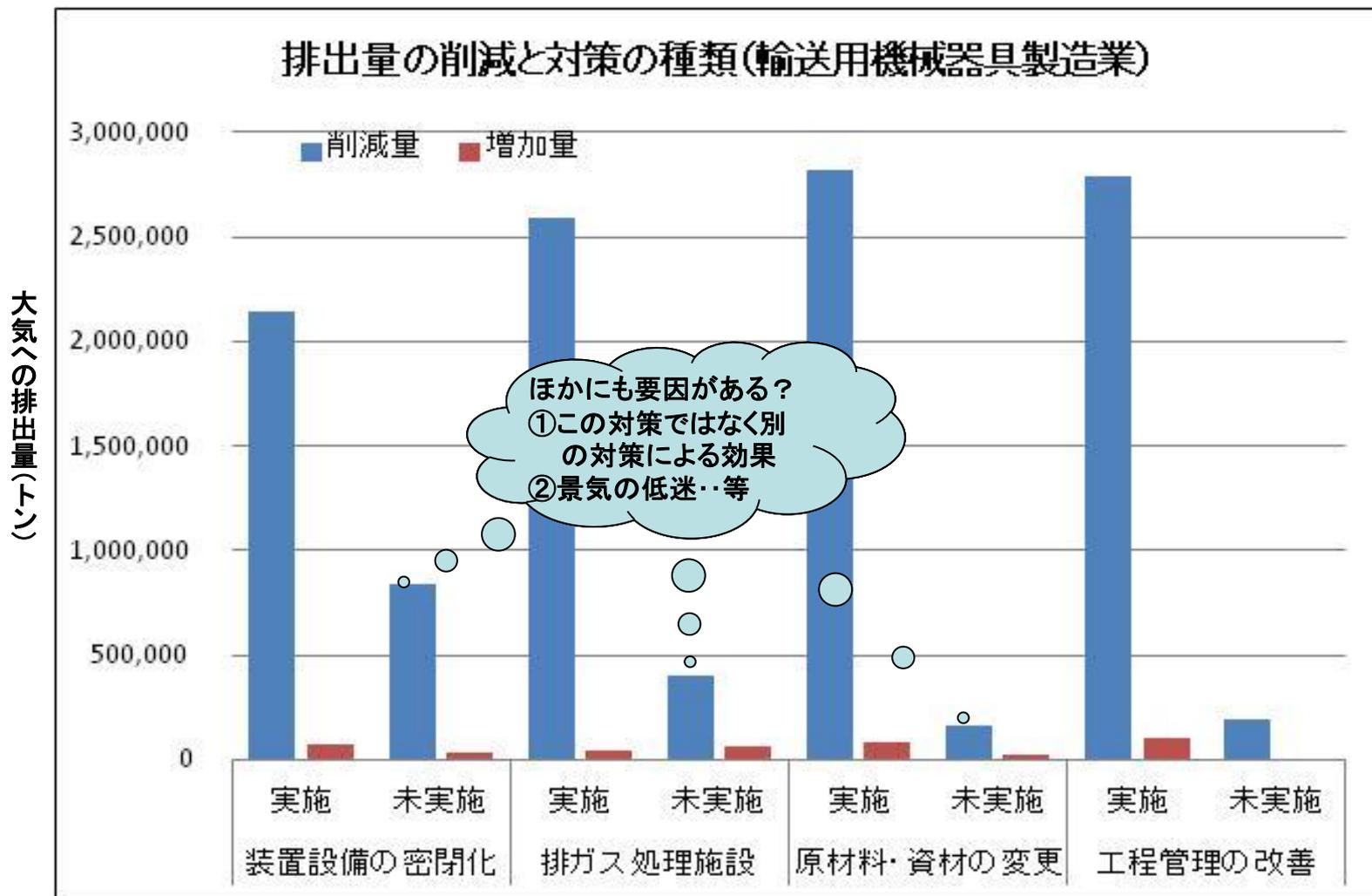
(大気排出関連項目：装置設備の密閉化、排ガス処理施設、原材料・資材の変更、工程改善)

排出削減対策の取組状況



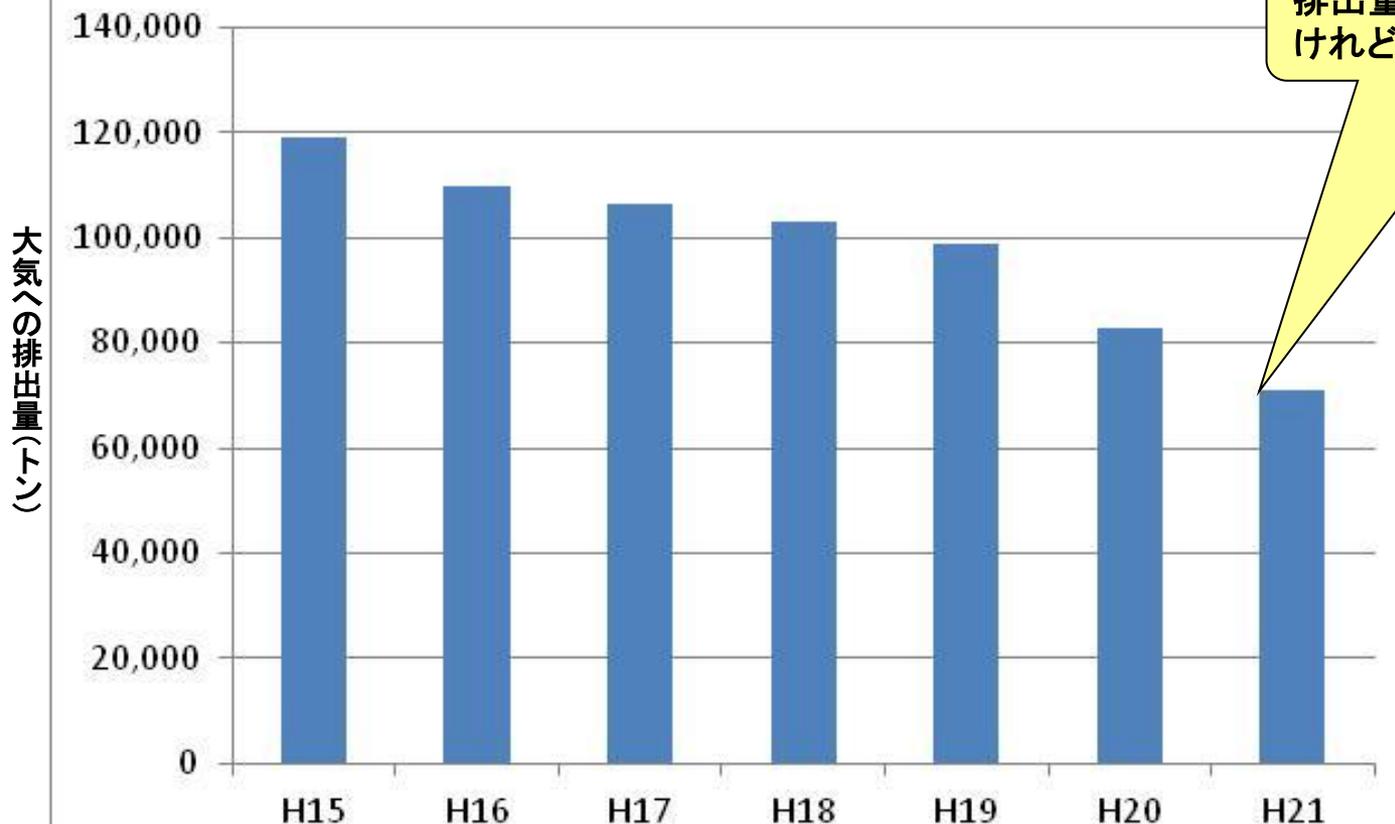


注:各対策を実施しているか否かで集計しており、複数の対策を実施している場合は、重複して集計されている。



注:各対策を実施しているか否かで集計しており、複数の対策を実施している場合は、重複して集計されている。

トルエンの大气排出量



排出量をH15から4割削減したけれど、これで充分??

ヒトや環境への影響の大きさはどの程度?

その量で影響(リスク)があるかどうかの判断

リスク評価

事業所におけるリスクに基づく化学物質の適切な管理

① リスク評価

優先的にリスクを管理すべき対象（物質）を洗い出し、その化学物質の性質や暴露の条件に基づいた評価を行う。

② リスク管理

リスク評価による管理の優先度に基づき、適切な取扱い（削減や管理）をすることが必要。

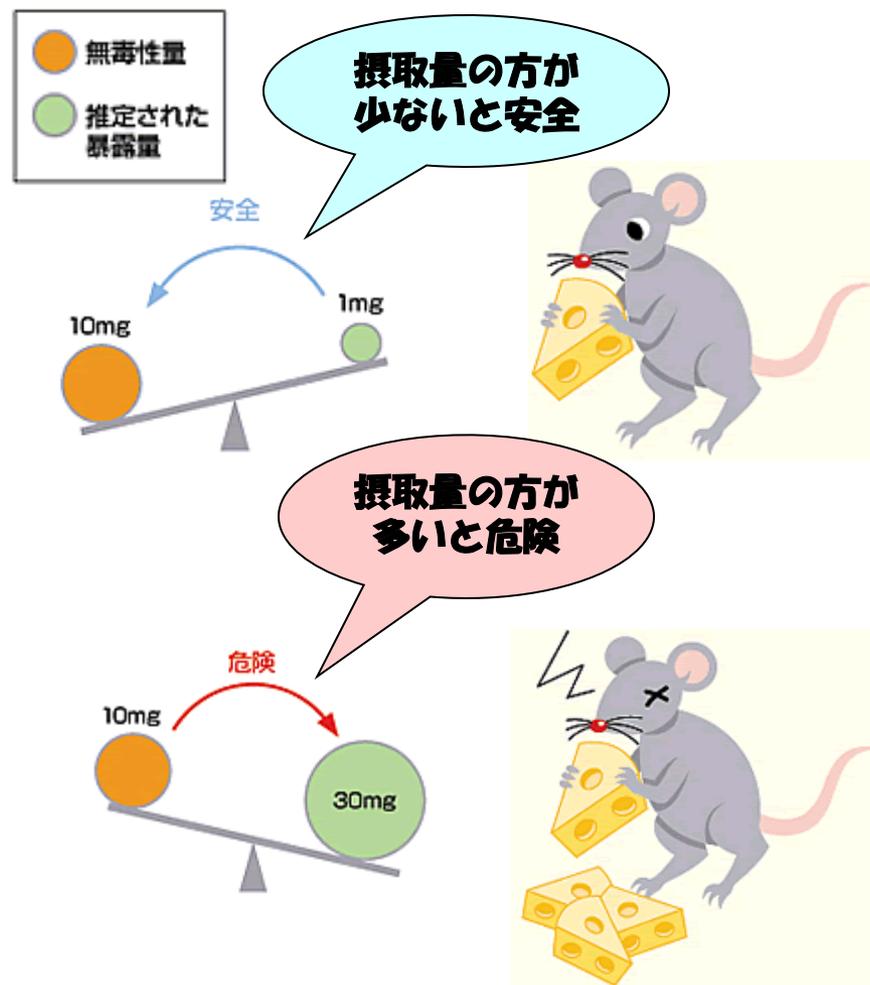
動物実験などで求められた、

「それ以下では有害影響を生じないとされている量」

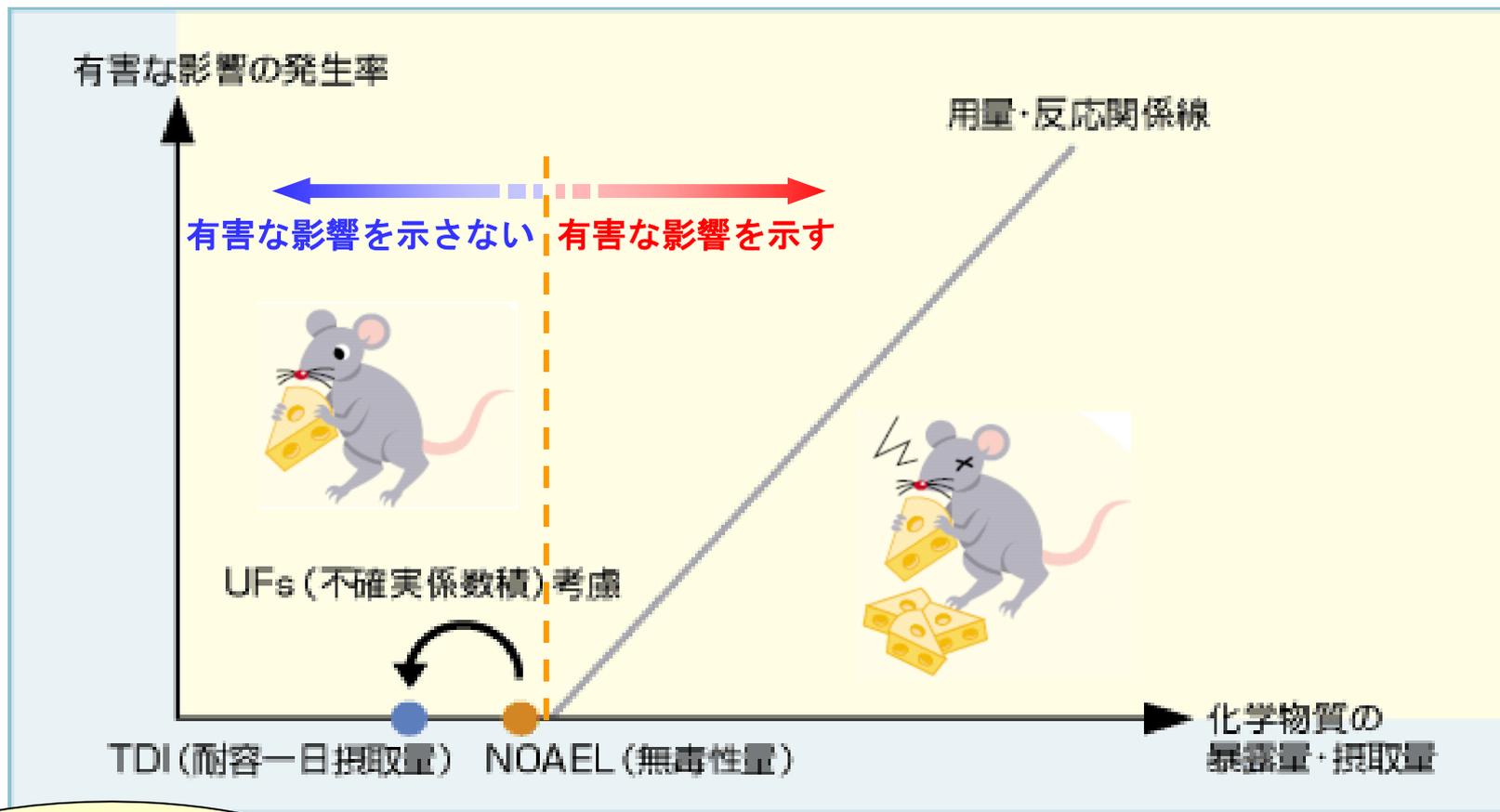
と、あるケースの生活等を想定して推定された、

「実際の摂取量」

の大小を比べることによって、リスクを評価する。



有害性評価 ～用量・反応関係と無毒性量～



ヒトへの影響に換算した、一生取り続けても安全な値

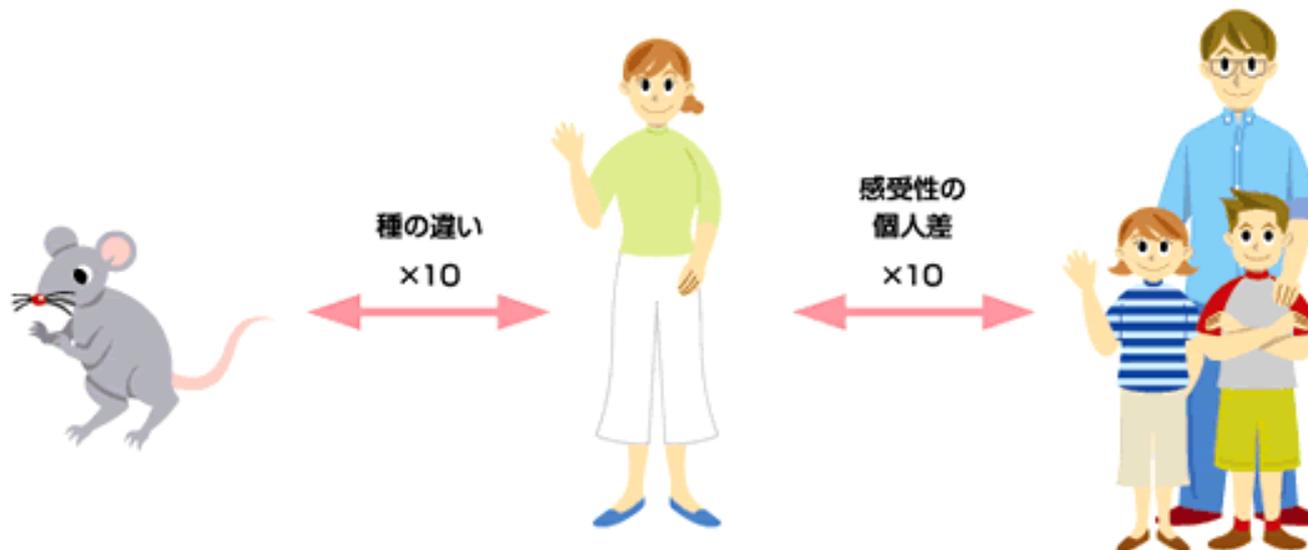
$$TDI = \frac{NOAEL \text{ (無毒性量)}}{UFs \text{ (不確実係数積)}}$$

動物実験等で求められた値

例えば、NOAELの算出に用いた試験データの

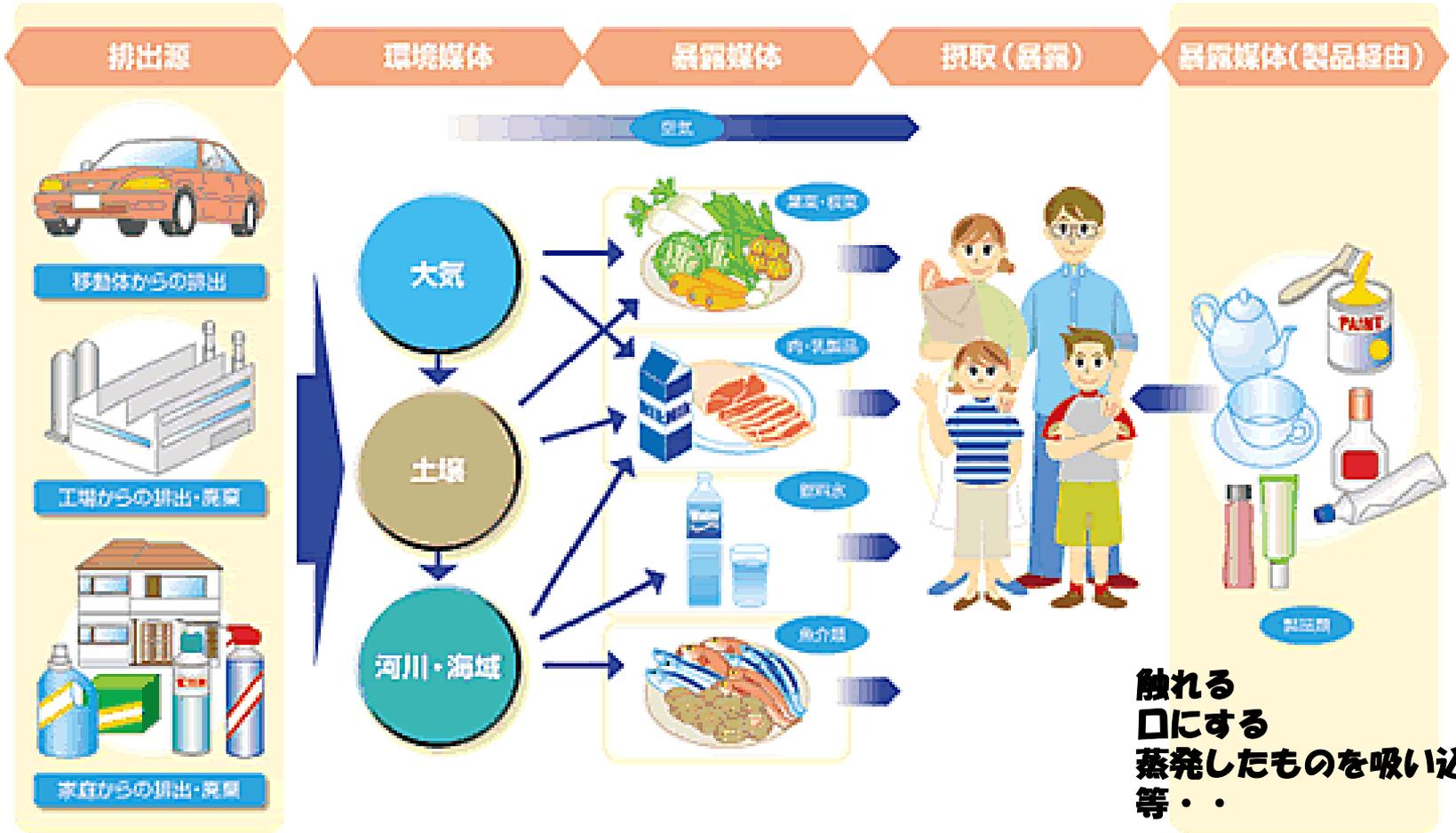
- ① 試験動物とヒトとの種の差を「10」
- ② 個人差を「10」
- ③ 28日間反復投与毒性試験と長期試験との差を「10」

この場合、不確かさ（UFS）を $10 \times 10 \times 10 = 1000$ をとして、この分安全側に余裕を持った評価をします。



暴露評価

～化学物質の人への暴露経路～

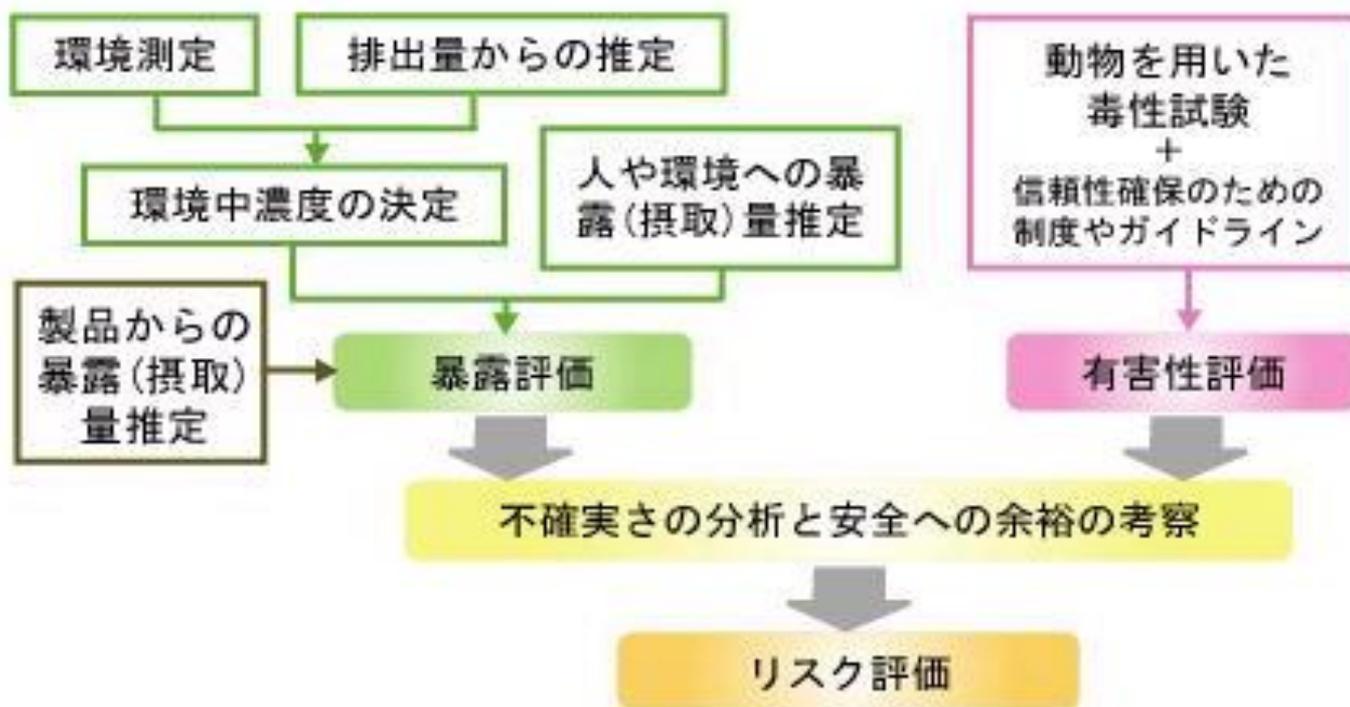


暴露経路	濃度	摂取量
大気	大気中濃度の測定値 数理モデルによる推定値 室内測定値	大気吸入量：20 m ³ /人/日 ※呼吸からの体内吸収率については、原則1を用いる。
飲料水	浄水中濃度に関する測定値 (ない場合は、地下水中、 河川水中濃度の順に代用)	飲料水摂取量：2 L/人/日
食物	食物中濃度に関する測定値 (ない場合は、魚体内濃度 の測定値、海域中の濃度から の推定値を採用する)	食物摂取量：2,000 g/人/日 (魚体内濃度を暴露評価に採用する場合は、魚類摂食量：120 g/人/日)

初期リスク評価指針Ver. 2より引用

EHE (推定暴露量) = (大気 + 飲料水 + 食物) の暴露量合計

リスク評価は、「**暴露評価**」によって推定された**暴露量**と、「**有害性評価**」による**無毒性量**(毒性が認められない最大の量)を比較し、さらに**評価の不確実性を安全側に考慮することにより行われています。**



- ・ EHE(ヒトへの推定暴露量)とTDI(耐容一日摂取量)を比較する。

$$HQ = \frac{\text{EHE(ヒトへの推定暴露量)}}{\text{TDI(耐容一日摂取量)}}$$

$$\ast \text{TDI} = \frac{\text{NOAEL(無毒性量)}}{\text{UFs(不確実係数積)}}$$

HQ(ハザード比)≥1 の場合	リスクあり
HQ(ハザード比)<1 の場合	リスクなし

1より大きい小さいかで、
リスクの有無が明確に判断できる



■ リスク評価体験ツール (ヒト健康)

リスク評価体験 step1 評価対象物質とデフォルトデータをセットする

このツールでは、リスク評価をするための初期リスク評価書を中心としたデフォルトデータを用意しております。評価に使用するデータを変更したい場合は、次ステップ以降で変更することもできます。

初期リスク評価済み物質から選択(150物質)

トルエン

→デフォルトデータは初期リスク評価書の内容です。

(初期リスク評価書の詳細については、「[初期リスク評価書](#)」をご覧ください)

室内濃度指針値が策定された物質から選択

ホルムアルデヒド

→デフォルトデータは厚労省 シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会資料の内容です(有害性データのみ)

その他の物質から選択

物質名 :

→デフォルトデータはありません

リスク評価に用いる有害性情報を選択し、「次へ」で先に進んでください。

戻る

次へ



リスク評価体験ツール (ヒト健康)

リスク評価体験 step2(1) 有害性データをセットする NOAEL(無毒性量)についての解説

初期リスク評価書を作成する際に根拠とした有害性情報を、以下に示しています。
チェックを入れて、次に進んで下さい。ユーザー指定では、別に有害性データを入力することができます。

トルエン主要な有害性情報(イザードデータ)

番号	試験における暴露経路	データ種別	無毒性量など (mg/kg/日)	説明
<input checked="" type="radio"/> 1	吸入	NOAEL	160	F344ラットを用いた二つの2年間の吸入暴露試験から得られたNOAEL
<input type="radio"/> 2	経口	NOAEL	220	ラットの13週間強制経口投与試験から得られたNOAEL
<input type="radio"/> ユーザ指定	-	-		

- [有害性試験情報を調べる](#)では、初期リスク評価を行った物質について、有害性特定のために収集された試験情報を、試験動物やその結果から検索することができます。
- 独自に情報を調べたい場合には、以下の情報源をご参照ください。
[化学物質安全性\(イザード\)評価シート](#)▶
[有害性情報を調べるためのリンク集](#)▶
[CHIRPIによる検索](#)▶ [CHIRPを使った有害性情報の調べ方](#)▶

リスク評価に用いる有害性情報を選択したら、「次へ」で先に進んでください。





リスク評価体験ツール (ヒト健康)

リスク評価体験 step2(2) 摂取量(暴露量)データをセットする ～EHI(ヒト推定摂取量)についての解説

初期リスク評価書を作成する際に根拠とした暴露条件を、以下に示しています。
暴露媒体の摂取量や体重を変更し、再計算した結果を使用することも可能です。
計算に使う暴露媒体にチェックを入れて、「計算する」をクリックして下さい。合計摂取量などが変更されたら確認して下さい。

モニタリングデータや濃度
マップで調べた値を入力

		暴露媒体(単位)	媒体中濃度 ($\mu\text{g}/\text{kg}$)	媒体摂取量 (単位/日)	物質摂取量 ($\mu\text{g}/\text{日}$)	説明
1	<input checked="" type="checkbox"/>	大気(m ³)	7.6	20	150	濃度マップによる推計値
2	<input type="checkbox"/>	飲料水(L)	60	2.0	120	水道技術センターと東京都による調査検出された最大値
3	<input type="checkbox"/>	魚(kg)	2700	0.12	320	環境庁による1998年度から2000年度の調査結果の最も大
4	<input type="checkbox"/>					
5	<input type="checkbox"/>					
合計摂取量					150	$\mu\text{g}/\text{日}$ 体重 50.0 kg
体重あたりの合計摂取量					3.0	$\mu\text{g}/\text{kg}[\text{体重}]/\text{日}$

計算する

上の表に、リスク評価に用いる暴露情報をチェックし、「計算する」をクリックし「次へ」で先に進んでください。
媒体の濃度や摂取量を変更し、再計算した結果を使用することも可能です。

戻る

次へ



リスク評価体験ツール (ヒト健康)

リスク評価体験 最終Step リスク評価結果

トルエン

CAS番号 : 108-88-3

PRTR番号 : 1-227

▼ 評価の結果は以下の通りです。

・NOAEL(無毒性量) :	160(mg/kg/日)
・EHI(ヒト推定摂取量) :	3.0(μg/kg/日)
・UFs(不確実係数積) :	100
・MOE(暴露マージン) :	$160 \times 1000 / 3.0 \approx 53000$

リスク評価結果

このケースにおけるトルエンの暴露マージンは、53000であり、評価の不確かさ100と比較しても余裕があるため、ヒト健康へのリスクはないと考えられます。

設定条件と結果の根拠

・NOAEL(無毒性量) : 160(mg/kg/日) の説明

F344ラットを用いた二つの2年間の吸入暴露試験から得られたNOAEL

・EHI(ヒト推定摂取量) : 3.0(μg/kg/日) の説明

1. 大気

大気濃度 : $7.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (濃度マップによる推計値)

一日あたり媒体摂取量 : $20 \text{m}^3/\text{人}/\text{日}$

一日あたり物質摂取量 : $150 \mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$

一日あたり吸入摂取量 : $7.6 \times 20 \approx 150$

一日あたり合計摂取量 : $150 \approx 150$

体重 : 50 kg

体重あたり合計摂取量 : $150 / 50 \approx 3.0$

・UFs(不確実係数積) : 100 の説明

動物とヒトの種差についての不確実係数(10)と個人差についての不確実係数(10)を乗じた

リスク管理の考え方 ～ 規制 + リスクに基づく自主管理 ～

リスクベースの総合管理

有害性だけでなく、使用の実態や暴露の可能性等を考慮し、化学物質を取扱う者が自ら管理を行なうことが望ましい。

- ・ 国際的に調和した考え方
- ・ 多岐に渡る使用物質や用途に対応
- ・ 適正な管理の元で使用
- ・ 最低限の規制を補足する自主管理
- ・ 関係者が自らのリスクを知り、管理する必要

リスク管理の考え方

1. 対象とする化学物質を選択する。
有害性、排出量、法制度、社会・経済状況、費用対効果等を考慮。
2. リスク評価結果を検討する。
 - ① リスクの定量的な評価
 - ② 社内、社外の様々な要因の検討 ……リスクヘッジ
3. 具体的な対策を行う。…自主管理の推進
 - ① リスクが懸念される。
⇒ 低減策(施設改修、代替物質、社内体制等)の検討 ◀
 - ② リスクが懸念されない。
⇒ 現在の低いリスクを継続するための対策
 - ③ リスクの状況を問わず。
⇒ 住民への情報提供の方法の検討(リスクコミュニケーション、CSR報告書など)

排出抑制の段階的な目標設定①

化学工業（医薬品製造業）の事例

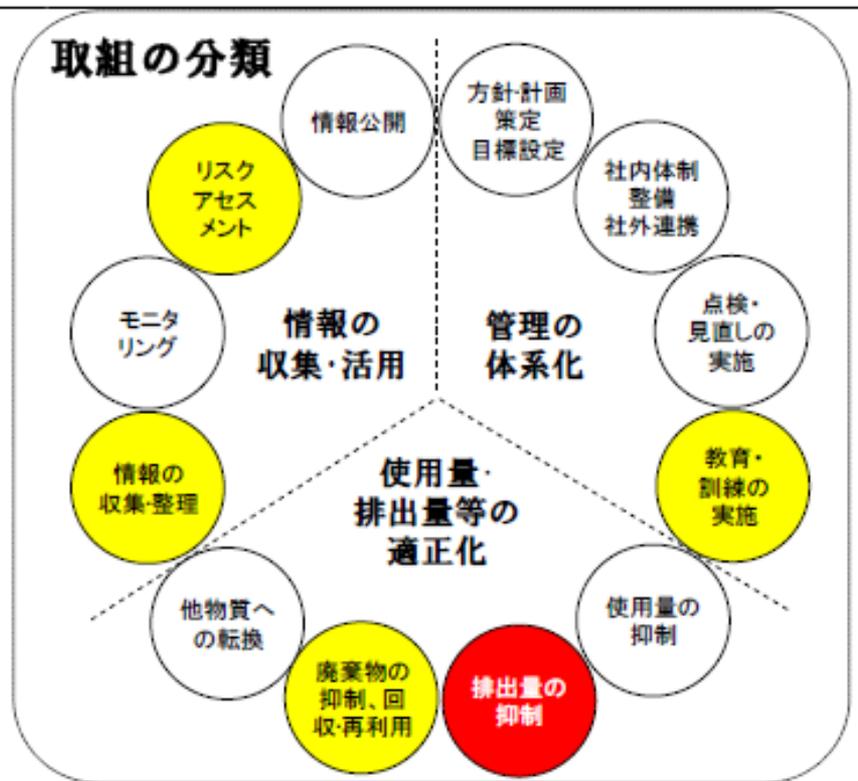
取組の目標と取組の内容

【取組の目標】

- 化学物質のターゲットを絞り、段階的に排出を抑制。

【取組の内容】

- 第1次削減計画：ターゲットは、排出量が多く、人や生物への健康影響が高いと考えられる15物質。
- 第2次削減計画：継続して、重点3物質をターゲット。
- 第3次削減計画：取り扱うPRTR対象物質をターゲットとして、数値目標を設定し、更なる排出量の削減を促進中。



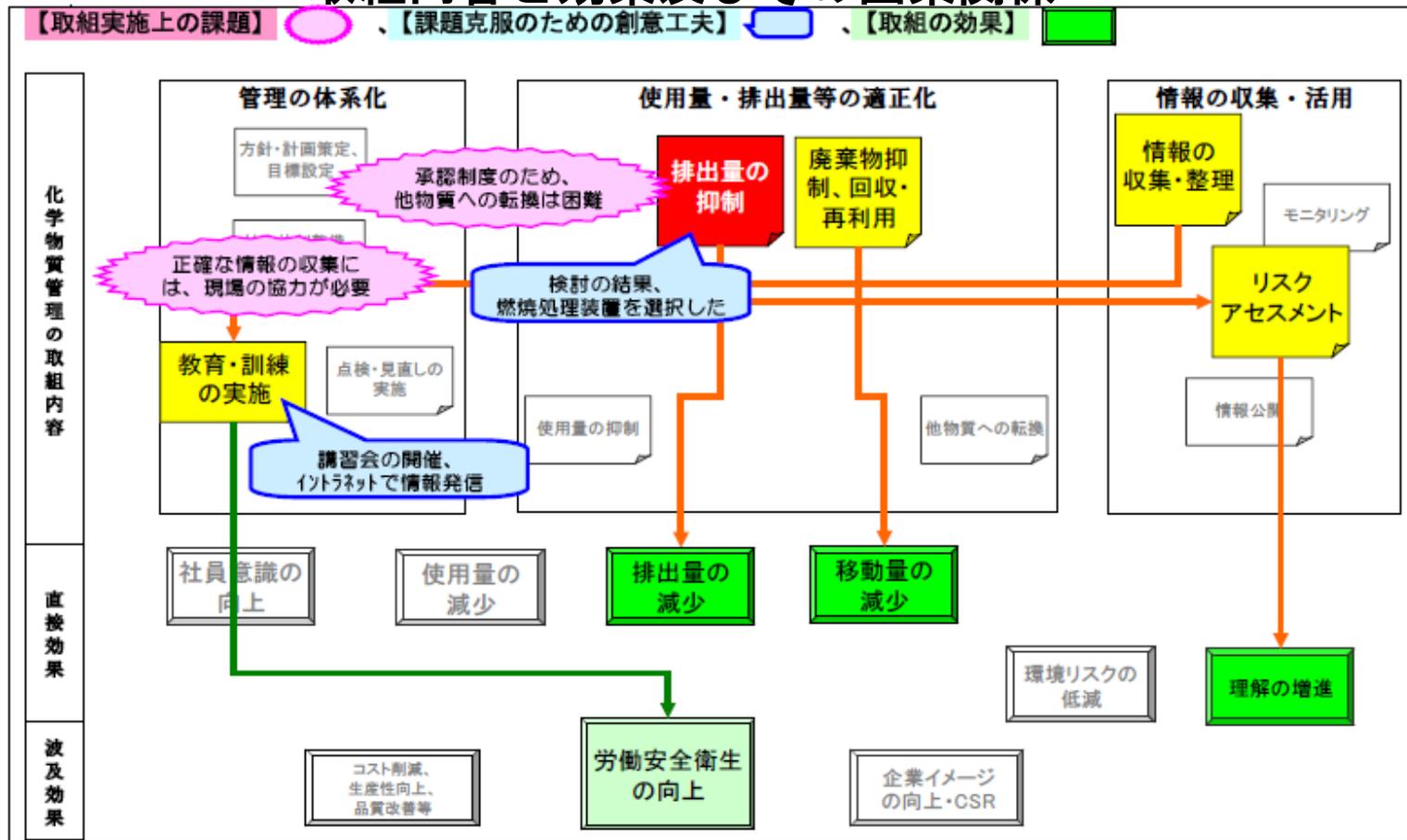
経済産業省化学物質管理課

「事業者による化学物質の自主管理の取組事例集」より引用

排出抑制の段階的な目標設定②

化学工業（医薬品製造業）の事例

取組内容と効果及びその因果関係



経済産業省化学物質管理課

「事業者による化学物質の自主管理の取組事例集」より引用 構

排出抑制の段階的な目標設定①

金属製品製造業（塗装業）の事例

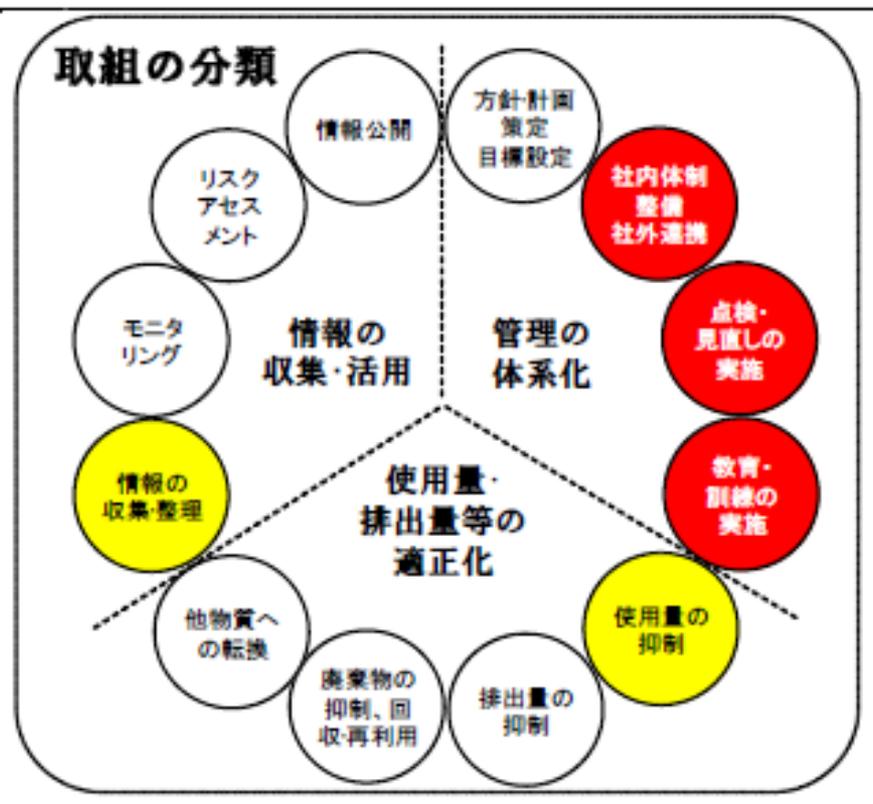
取組の目標と取組の内容

【取組の目標】

- 大がかりな設備投資はせずに、化学物質の排出抑制とコスト節約が可能な対策を実施。

【取組の内容】

- まず、化学物質の使用工程の洗い出し。
- 対策のターゲットを塗装の不良率低減と塗装後の洗浄剤の使用量削減に絞り込み。
- 改善策を検討し、コスト削減効果も含めて評価。その結果、効果的な方法を実現。



経済産業省化学物質管理課

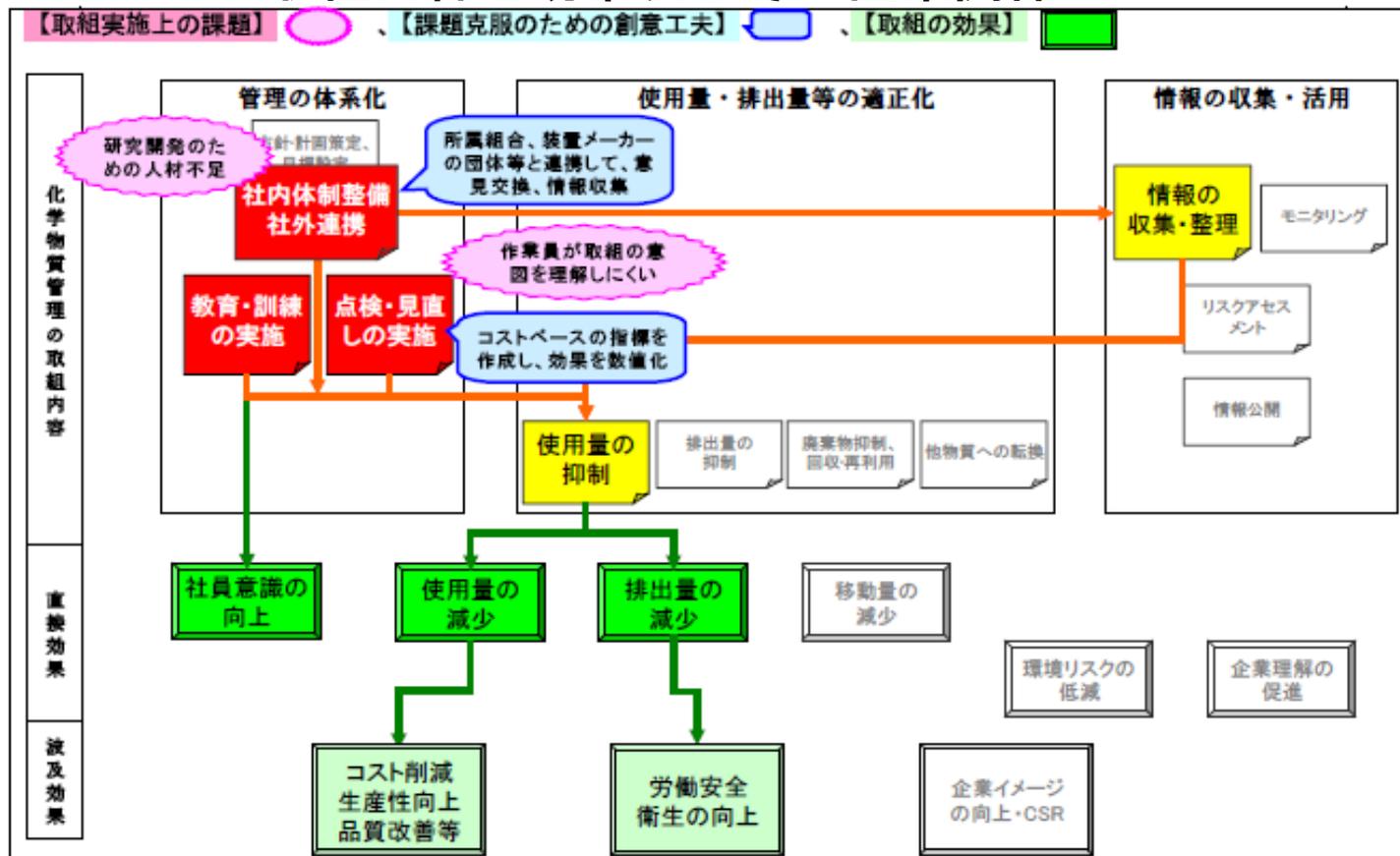
「事業者による化学物質の自主管理の取組事例集」より引用

独立行政法人製品評価技術基盤機構

排出抑制の段階的な目標設定②

金属製品製造業（塗装業）の事例

取組内容と効果及びその因果関係



経済産業省化学物質管理課

「事業者による化学物質の自主管理の取組事例集」より引用

- 事業者による化学物質の自主管理の取組事例集
～独自の工夫や特筆すべき取組～ （経済産業省）
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/torikumi.pdf
多様な業種で行われた化学物質管理の取組事例をとりまとめています。

- 事業者向け 化学物質のリスク評価のためのガイドブック
(経済産業省)
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/reports.html
＜入門編＞＜実践編＞＜附属書＞で、リスク評価の基本的な考え方と手順を紹介しています。

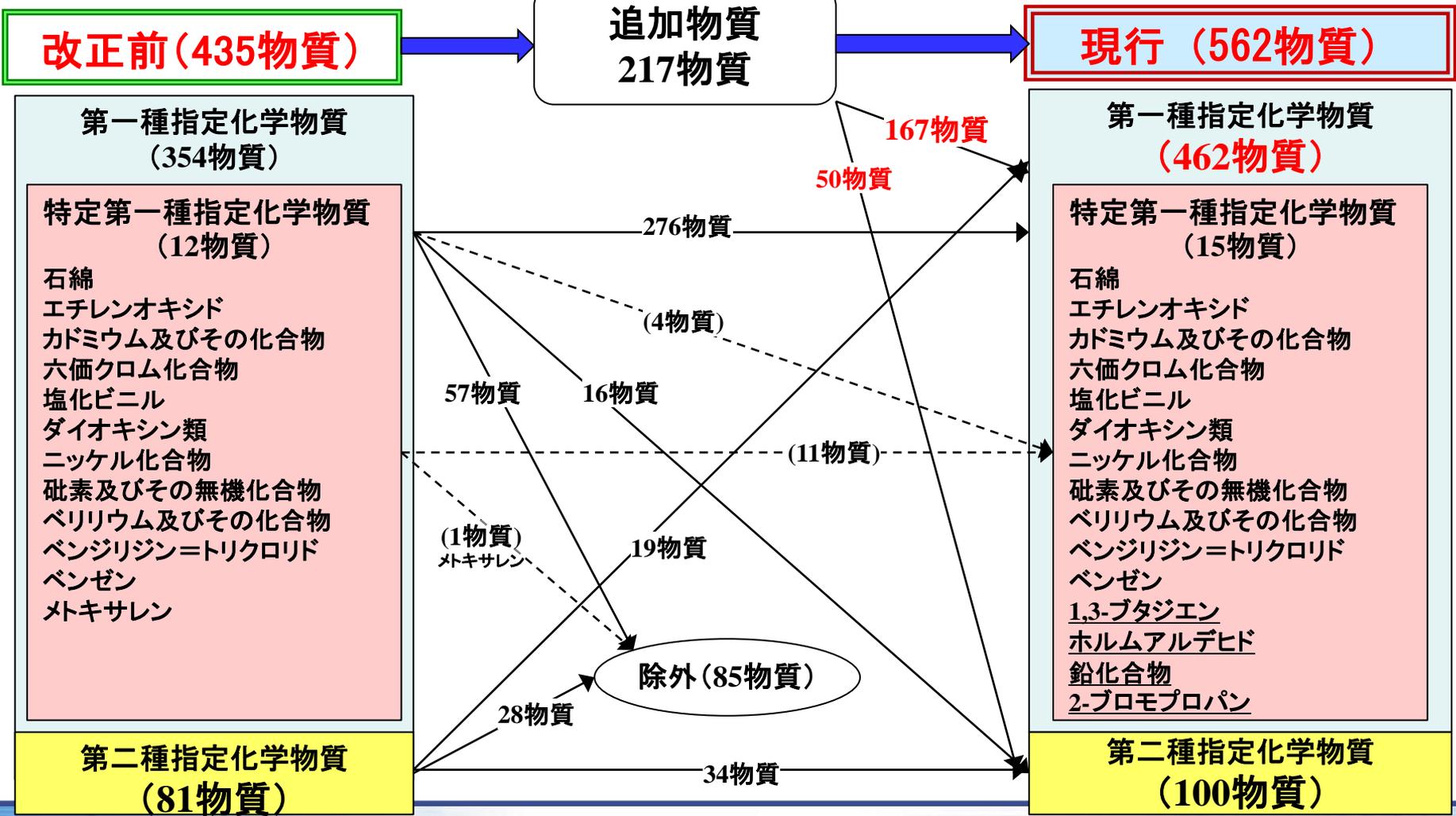
- 化学物質のリスク評価について 一よりよく理解するためにー
<http://www.safe.nite.go.jp/shiryo/yoriyoku.html>
化学物質のリスク評価の考え方や方法を簡単に解説しています。

- リスク評価体験ツール
<http://www.safe.nite.go.jp/management/risk/taiken.html>
簡単なリスク評価を体験できます。

PRTR届出の注意点

～23年度届出で見受けられた間違い～

平成20年11月に政令が改正され、対象物質が変わっています。



施行規則改正により平成23年度の届出から様式が変更されています。

様式第1 (第5条関係) 化学

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書
2011年 4月 1日

経済産業大臣 (東京都知事) 殿

届出者 (フリガナ) 〒100-0013
住 所 霞が関一丁目
(フリガナ) 霞が関株式会社
氏 名 霞が関株式会社
代表取締役 経済太郎 化学
代理人 霞ヶ関第一工場長 化学太郎

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業者	事業者の名称	霞ヶ関株式会社	
	前回の届出における名称	桜田門株式会社、千代田株式会社	
	事業所の名称	霞ヶ関第一工場	
	前回の届出における名称	第一工場、東京工場	
	事業所の所在地	〒100-0013 東京都府中 千代田 市区町村	
	(フリガナ) とうきょうとちよとほ 霞が関一丁目		
事業所において常時使用される従業員の数		250人	
事業所において行われる事業が属する業種	主たる事業	業 種	業種コード
	燃料小売業		5930
	自動車卸売業		5220
	商品検査業		8620

第一種指定化学物質の排出量及び移動量 別紙番号1～7のとおり

本届出が法第9条第1項の請求に係るものであること
との有無 (該当するものに○をすること) ① 有、 ② 無

担当者 部 署 霞ヶ関第一工場環境安全部管理第一係

(問い合わせ先)
氏 名 (フリガナ) かがく はなこ
氏 名 化学 花子
電話番号 03-9876-5432

※受理日 年 月 日 ※整理番号

備考1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
2 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
3 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在 (前年度中に事業を開始した事業所においては事業を開始した日) における当該事業所の人数を記載すること。
4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所においては、次欄以降にその他の業種を記載すること。
5 法人にあっては、当該届出に係る当該事業所の担当部署及び氏名及び連絡先を記載すること。
6 法人にあっては、記載しないこと。
7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
8 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することによって、本人 (法人にあってはその代表者) が署名することができる。
9 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本工業規格X0510に適合するものを記載することができる。
(二次元コード記載欄)

別紙番号 1

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称	エチルベンゼン		
第一種指定化学物質の号番号	53	単位	kg、 mg-T E Q (※付録3類の場合)
排出量	イ 大気への排出	1,40	排出先の河川、湖沼、海域等の名称 { 多摩川 }
	ロ 公共用水域への排出	22	
	ハ 当該事業所における土壌への排出 (二以外)	00	
	ニ 当該事業所における埋立処分	002	埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型
移動量	イ 下水道への移動	000	
	ロ 当該事業所の外への移動 (イ以外)	000	
	当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法 (該当するものに○をすること (複数選択可)) 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 ② 焼却・溶融 05 破砕・圧縮 03 油水分離 06 最終処分	
	廃棄物の種類 (該当するものに○をすること (複数選択可))	廃棄物の種類 (該当するものに○をすること (複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不燃物 ③ 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 がぶくず・コクリトクず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鉱さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他	

※整理番号

備考1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。
3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称 (令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名) 及び号番号を記載すること。
4 排出量及び移動量の有効数字は2位とすること。ただし、マイクログラム以下の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
7 ③の欄には、記載しないこと。
8 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本工業規格X0510に適合するものを記載することができる。
(二次元コード記載欄)

施行規則改正により平成23年度の届出から様式が変更され、届出の項目が追加されています。

別紙番号	1												
第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量													
第一種指定化学物質の名称	エチルベンゼン												
第一種指定化学物質の号番号	53											単位	kg、 mg-TEQ(難燃材料類の場合)
排出量	イ 大気への排出												1,40
	ロ 公共用水域への排出												202
	ハ 当該事業所における土壌への排出(二以外)												0
	ニ 当該事業所における埋立処分												2
移動量	イ 下水道への移動												0
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)												0
当第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類		廃棄物の処理方法(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・溶融 05 破碎・圧縮 03 油水分離 06 最終処分 廃棄物の種類(該当するものに○をすること(複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不棄物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 がらくず・コークスくず 陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 紙くず 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他											
※整理番号													

備考1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。
 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名)及び号番号を記載すること。
 4 排出量及び移動量の百分数字は2桁とすること。ただし、0.05未満の数値以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海浜等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
 7 ※の欄には、記載された廃棄物の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本工業規格×0510に適合するものを記載することができる。
 (二次元コード記載欄)

下水道終末処理施設の名称
下水道名リストから選択(数値の記載がある場合)

廃棄物の処理方法、廃棄物の種類
該当するものを選択(数値の記載がある場合)

PRTR届出作成支援プログラムは、PRTR届出書を作成するためのソフトウェアです。本ソフトウェアで作成したファイルは全ての届出方法(書面届出、磁気ディスク届出、電子届出)で使用できます。

化管法政省令の改正を受け、リニューアルしました。

特徴1 基本機能

- 直感的な入力が可能
- 印刷時に文字サイズやレイアウトを自動調整
- プルダウン選択式による簡単入力
- 記入内容のチェック機能
- 変更届出書の容易な作成

特徴2 省令改正に伴う改良

- 選択方式を採用
- 二次元コード印刷機能を装備

特徴3 届出書作成を支援する新機能

- 複数事業所の管理機能を装備
- 燃料小売業用排出量算出機能を装備

PRTR届出作成支援プログラムのページ
<http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/shien.html>

本紙入力フォーム

- 項目に従って必要事項を入力
- 入力漏れや、項目間で矛盾した入力などはメッセージで注意

PRTR-S02 届出作成(個別事業所)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
届出書作成 法律第5条第2項関係

排出把握年度 2010年度

届出用XMLファイル 開く 保存 印刷

事業所機能 読み込み 保存した作業ファイルを読み込みます。 保存 作業中の届出書を作成ファイルに保存します。
※この機能で出力されるファイルは、PRTRの届出には使用できません。

届出書/様式 届出書/別紙

提出日 2011年 4月 1日 【必須】

届出先 経済産業大臣 際 【必須】

提出先 神奈川県知事 際 【必須】

届出者

〒100-0013 〒⇒住所 (半角数字) 【必須】

都道府県 東京都 市区町村 千代田区 (全角) 【必須】

町域名 千代田区 (全角) 【必須】

住所 千代田区 千代田区 (全角) 【必須】

かすみがせきかふしがいしゃ (全角) 【必須】

霞ヶ関株式会社 (全角) 【必須】

だいでいとうりまひやく (全角) 【必須】

代表取締役 経済 太郎 (全角) 【必須】

たいてい たろう (全角) 【必須】

経済 太郎 (全角) 【必須】

届出者情報クリア

代理人

ふじさわだいちこうじょうちよう (全角) 【必須】

藤沢第一工場長 (全角) 【必須】

かんきょう いちろう (全角) 【必須】

環境 一郎 (全角) 【必須】

代理人情報クリア

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所の概要

事業所

かすみがせきかふしがいしゃ (全角) 【必須】

霞ヶ関株式会社 (全角) 【必須】

前回の届出における名称 振田門株式会社 (全角) 【必須】

ふじさわだいちこうじょう (全角) 【必須】

藤沢第一工場 (全角) 【必須】



印刷された書面届出書

- 文字サイズやレイアウトを自動調整
- 二次元コードの印刷

様式第1 (第5条関係) 第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書 平成23年 4月 1日

経済産業大臣(神奈川県知事) 殿 下 100-0013

届出者 住所 とうきょうとちよどくかすみがせき 東京都千代田区霞が関1-2-2

氏名 かすみがせきかふしがいしゃ 霞ヶ関株式会社

代表取締役 藤沢 太郎 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

代理人 ふじさわだいちこうじょうちよう 藤沢第一工場長 環境 一郎 (代理人にあっては役職及び氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	事業者の名称	霞ヶ関株式会社
前回の届出における名称	振田門株式会社	
事業所の名称	ふじさわだいちこうじょう	
前回の届出における名称	藤沢第一工場	
事業所の所在地	〒251-0054 神奈川県藤沢市 朝日町××	

事業所において常時使用される従業員の数 95 人

事業所において行われる業務に属する業種	業 種	業 種	業種コード
主たる事業	化学工業		2000
従たる事業	自動車卸売業		5220
	商品検査業		8620

第一種指定化学物質の排出量及び移動量 別紙番号1のとおり

本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに○をすること) 1. 有 ②. 無

担当者 部署 藤沢第一工場環境安全部

(問い合わせ先) 氏名 化学 花子

電話番号 9999-99-9999(内線999)

※受理日 年 月 日 ※整理番号

備考 1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
2 前回の届出における名称の欄は、変更した場合は前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日における当該事業所の人数を記載すること。
3 事業所において行われる業務に属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、以上の業種に属する事業を行う事業所については、次欄以降にその他の業種を記載すること。
4 法人にあっては、事業所における当該事業所の担当部署及び氏名及び役職を記載すること。
5 別の欄には、記載しないこと。
6 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格JIS 4とすること。
7 氏名 (個人にあっては本邦の国名) を記載し、姓を姓として、名を名として記すことにより、本人 (個人にあってはその代表者) が署名することができる。
8 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであって、日本工業規格JIS X 0510に適合するものを記載することができる。
(二次元コード記載欄) 本紙 1/3 No1 本紙 2/3 No2 本紙 3/3 No3